

2011年（平成23年）8月

第64期新入会員予定者 各位

大阪弁護士会

会長 中本和洋

大阪で即時開業をお考えの修習生の皆さんへ

修習生の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、昨今の修習生の皆様を取り巻く環境には大変厳しいものがあり、修習生の皆様も大変ご苦労されておられるものと思います。そのような状況の下、なかには、修習終了後直ちに独立開業をお考えの方もおられることでしょう。しかし、修習終了後、直ちに独立するにあたっては、不安な点も多々あるかと思えます。

大阪弁護士会では、新人独立弁護士等（司法修習終了後①既存の法律事務所に所属せずに独立した弁護士である会員、②既存の法律事務所に所属した後1年以内に独立した弁護士である会員、③支援の必要があると特に会長が認めた会員であって、弁護士登録後1年を経過しない会員をいう）の皆様のために、別紙の各支援制度を設けております。（新規登録弁護士による共同事務所所属やいわゆるノキ弁等で支援が必要な場合も対象となります。）

修習終了後直ちに独立をお考えの皆さんに、これらの新人独立弁護士等支援のための各制度をご案内させていただきますので、別紙の各支援制度の概要をお読みいただき、ご利用いただければと考えております。

新人独立弁護士等の皆さんの、少しでも手助けができればと考えております。よろしくご検討ください。

以上

大阪弁護士会新人独立弁護士等支援制度の概要

第1 大阪弁護士会入会にあたっての支援

大阪弁護士会に入会するにあたっては、会館負担金会費 40 万円が必要となっています。この 40 万円に関して、一括納付及び 2 回分割納付の他、入会日の 1 年後から 4 年後まで毎年 10 万円ずつの分割納付が認められています。(但し、この制度は、新人独立弁護士等のみではなく、修習終了後 1 年以内に大阪弁護士会に新規登録される新人弁護士全員が対象になっています)。

なお、月額 1 万 6000 円の一般会費に関して、司法修習終了後入会した会員については、司法修習を終了した日から 2 年を経過する日の属する月の前月分までは月額 8000 円に減額されます。また、月額 8000 円の会館特別会費に関して、会館特別会費中一部延期申請をした場合、5000 円部分についての徴収開始月を、入会后 3 年を経過する月とすることができ、会館特別会費延期申請をした場合、月額 8000 円の徴収開始月を、入会后 3 年を経過する月とすることができます。(但し、この制度は、新人独立弁護士のみではなく、平成 22 年 8 月 1 日以降に大阪弁護士会に入会される会員が対象になっています。)

第2 独立時の開業資金及び物的設備に関する情報提供

独立開業にあたって必要となる資金及びその後の運転資金についての有益な情報を提供します。

第3 事務処理支援

事件受任後の法律事務の処理などについて迷ったときに必要な助言、意見交換を行なうためのメーリングリストを立ち上げました。

また、大阪弁護士会館図書室の入り口近くに、新人独立弁護士に有用・有益であると思われる図書を一括で開架しております。

第4 指導委託制度

新人独立弁護士の OJT の機会を確保するため、指導委託制度を設けました。この制度は、新人独立弁護士等が、大阪弁護士会会長から委託を受けた支援担当弁護士による指導を最長 6 か月間受けられるものです。支援担当弁護士は、過去に修習指導を担当した弁護士のなかから会長が委嘱し、その任に当たります。新人独立弁護士は、指導期間中、最大週に 5 日程度、支援担当弁護士の事

務所において指導が受けられます。自身が獲得した個人事件につき質問をしたり、支援担当弁護士が担当する事件を共同受任したりすることでOJTの機会を確保してもらいます。但し、指導期間中の報酬が保証されるものではありません。

第5 最後に

これらの制度は、いずれもこれで完結したものではありません。各制度をご利用いただいた方の声を聞いて、より良い制度に変えていくことを予定しております。

以上

新人独立弁護士指導委託制度申込書

大阪弁護士会 御中

年 月 日

下記実施要領に同意の上、大阪弁護士会新人独立弁護士指導委託制度を申し込みます。

フリガナ
氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生 性別 _____

登録番号又は登録予定日 _____ (新・現行 _____ 期)

事務所住所(含予定) _____

電話番号(事務所) _____ (既設・予定)

(携 帯) _____

ファックス番号 _____ (既設・予定)

メールアドレス _____

申込用FAX番号：06-6364-0678 (担当事務局 杉山・河野宛)

※このまま1ページ目だけをFAXにて送信ください。

※ご提供いただいた個人情報 は 厳重に管理し、本制度に関するご連絡以外には使用いたしません。

記

新人独立弁護士指導委託制度は、大阪弁護士会「新人独立弁護士等に対する支援に関する規則(規則第203号)」, 同「新人独立弁護士等に対する支援実施細則」に基づいて実施されますので、十分に確認してください。

1. 指導委託制度の目的

新人独立弁護士に対し、支援担当弁護士の指導を受ける方法により、弁護士として必要な実務に関する知識及び技能(弁護実務技術・弁護士倫理・事務所経営等)の習得を支援します。

2. 利用対象者

申込時に弁護士登録1年以内の大阪弁護士会会員で次に該当する者
(但し、裁判官又は検察官を退官した弁護士登録をした者を除く。)

- ① 司法修習終了後、既存の法律事務所に所属せずに独立した方
- ② 司法修習終了後、既存の法律事務所に所属した後1年以内に独立した方
- ③ その他支援の必要があると特に会長が認めた方

3. 指導の方法

委嘱した支援担当弁護士の事務所へ出向き、実際の事件により指導を受けます。よって、

自らの事務所は確保していただく必要があります。

具体的な指導日や指導時間は、原則として週5日・1日5時間を超えないようにして、別途支援担当弁護士と協議して決めます。共同受任、復代理、相談だけ等事件処理の形式も支援担当弁護士と協議をして決めてください。

制度として事件紹介は予定していません。個人で受任した事件の相談は可能です。

4. 支援担当弁護士の選定

新人独立弁護士を指導する能力及び識見を有する等の条件があり、会長が、支援担当弁護士候補者名簿の中から委嘱します。

5. 利用期間

会長が定める委託開始の日から6か月間。

但し、①申込者が弁護士登録後1年を経過したとき、②申込者が支援担当弁護士の指導に代わる指導を受けられる体制を確保したと会長が認めたとき、③いずれかの当事者から終了の申出があり会長が承認したとき、④申込者が大阪弁護士会の会員でなくなったときにも終了します。

6. 遵守事項（細則第6条）

- (1) 支援担当弁護士の法律事務所に所属する弁護士であると誤信させるおそれのある表示をしてはなりません。
- (2) 支援担当弁護士の許可なく、支援担当弁護士の依頼者、顧問先などに直接連絡してはなりません。
- (3) 正当な理由なく、支援担当弁護士の法律事務所で取り扱った事件及び依頼者について職務上知った秘密を他に漏らし、又は利用してはなりません。

7. その他

- (1) 支援担当弁護士は無償で指導します。
- (2) 指導委託制度により事件を処理した場合でも、支援担当弁護士に対して着手金・報酬金などを請求することはできません。ただし、場合により、支援担当弁護士の方から事件処理の対価を支払うことは特に禁止されていません。
- (3) 指導委託制度について問題が生じた場合には、司法修習生及び弁護士の就職支援に関する特別委員会の新人独立弁護士支援部会が相談窓口になりますので、遠慮なく御相談ください（連絡先 06-6364-1372 担当事務局 杉山・河野宛）。

以上